

【特別支援学校教諭普通免許状の取得及び領域追加】

※所有する免許や在職年数により、取得や領域追加の方法が異なります。

次の表から該当するページをクリックしてください。

(大学等を卒業して初めて免許状を取得する方は、別表第1 ([2ページ](#)) を参照してください。)

(1) 特別支援学校教諭普通免許状の取得

別表第1 ([2ページ](#)) の他に、在職年数を利用して、次により取得することもできます。

取得する 免許状	所有する免許状	在職年数	適用	該当ページ
二種免許状	幼稚園、小学校、中学校、高等学校のいずれかの教諭の普通免許状	3年以上	別表第7	3
一種免許状	特別支援学校教諭二種免許状			
専修免許状	特別支援学校教諭一種免許状			

○二種免許状を取得する場合の在職年数は、普通免許状取得後に助教諭免許により勤務した期間を含みます。

○専修免許状または一種免許状を取得する場合の在職年数は、所有する免許状に定められている領域における在職年数に限ります。

(2) 領域追加

単位の修得のみにより追加する場合…[4ページ](#)

1年の在職年数を利用して追加する場合…[5ページ](#)

(3) 特別支援学校自立教科教諭免許状の取得…[6ページ](#)

※ 在職年数は、原則として所有する免許等での在職年数です。

1 大学等を卒業して特別支援学校教諭普通免許状を取得する（免許法別表第1）

【基礎資格】（※表の学位と免許が両方必要です。）

種類	基礎資格（学位）	基礎資格（免許）
専修免許状	修士の学位（大学の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。）	
一種免許状	学士の学位（学校教育法第102条第2項により大学院への入学を認められる場合を含む。）	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。
二種免許状	—	

【最低単位数】

※認定課程を有する大学等で単位を修得

科 目 名	受けようとする免許状の種類	専修 免許状	一種 免許状	二種 免許状
第1欄 特別支援教育の基礎理論に関する科目 ※「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項」を含むこと。		2	2	2
第2欄 特別支援教育領域に関する科目（※内訳は備考1を参照すること）		16	16	8
第3欄 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）	5	5	3
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）			
第4欄 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習（事前及び事後の指導1単位を含む。施行規則第6条第1項の表備考第8号）		3	3	3
特別支援教育に関する科目（合計）		50	26	16

※ 一種若しくは二種免許状を有している者又はこれらの所要資格を得ている者が、専修又は一種免許状を受けようとする場合、それぞれ一種又は二種免許状に係る単位は既に修得したものとみなします。

※表の見方

（例）学士の学位及び幼、小、中又は高等学校のいずれかの普通免許状を有する者が一種免許状（視覚、知的）を取得する場合、表にある要件を満たす形で次の26単位を取得することが必要です。

- ・第1欄2単位及び第4欄3単位
- ・第2欄16単位〔視覚8単位（心理等1単位、教育課程等2単位を含む）、知的4単位（心理等1単位、教育課程等2単位を含む）を含む〕
- ・第3欄5単位（「重複LD等」「聴覚」「肢体不自由」「病弱」の心理等及び教育課程等の内容を含んで修得）

備考

- 1 第2欄の単位は、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域（以下「授与領域」という。）の種類に応じ、授与領域が「中心となる領域」の単位について、下表のとおり修得することが必要です。

授与領域	科目名	専修・一種免許状		二種免許状	
視覚 聴覚	心理等に関する科目	1以上	合計 8単位 以上	1以上	合計 4単位 以上
	教育課程等に関する科目	2以上		1以上	
知的 肢体不自由 病弱	心理等に関する科目	1以上	合計 4単位 以上	1以上	合計 2単位 以上
	教育課程等に関する科目	2以上		1以上	

- 2 第3欄の単位については、「その他障害（重複障害・LD等）」及び「視覚」「聴覚」「知的」「肢体不自由」「病弱者」のうち、授与領域以外の全ての事項において、「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」双方の内容を含んで修得しなければなりません（「含む領域」として修得したものでも可。）。

- 3 第4欄、教育実習については、1単位まで、学校体験活動の単位を含むことができます。この場合、残りの2単位については他の校種の教育実習の単位をもって替えることはできません。（学校体験活動：学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後もしくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動で教育実習以外のもの）

- 4 第4欄の単位は、特別支援学校において、教員として良好な成績で勤務した者については、経験年数1年について1単位の割合で、教育実習以外の「特別支援教育に関する科目」の単位をもって、これに替えることができます。

- 5 専修免許状取得に必要とする50単位のうち24単位は大学院又は大学（短期大学を除く。）の専攻科で修得することが必要です。その他の「特別支援教育に関する科目」の単位は、授与領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができます。

2 教員としての在職年数を利用して特別支援学校教諭免許状を取得する（別表第7）
【基礎資格等】

種類	基礎資格	最低在職年数	最低単位数
専修免許状	特別支援学校教諭一種免許状（申請する領域を有すること）	3	15
一種免許状	特別支援学校教諭二種免許状（申請する領域を有すること）		6
二種免許状	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状		

【最低単位数】

所要資格	受けようとする免許状の種類		専修免許状	一種免許状	二種免許状
	基礎資格となる免許状を取得した後、大学・認定講習等において修得することを必要とする最低単位数	15			
内訳	第1欄 特別支援教育の基礎理論に関する科目		任意	任意	1以上
	第2欄 特別支援教育領域に関する科目（※内訳は備考5を参照）			1以上	1以上
	第3欄 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 (以下「心理等に関する科目」という。) 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 (以下「教育課程等に関する科目」という。)		1以上	1以上

備考

【在職年数について】

- 二種免許状を取得する場合の在職年数は、基礎資格にある各免許状を取得した後における、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、幼保連携型認定こども園及び特別支援学校の教員（助教諭を含む。）として良好な成績で勤務した期間になります。
- 専修又は一種免許状を取得する場合の在職年数は、基礎資格にある各免許状を取得した後における、授与を受ける免許状に定められることとなる特別支援教育領域（以下「授与領域」という。）を担任する特別支援学校の教員（助教諭を含む。）として良好な成績で勤務した期間になります。
なお、複数の領域を免許状に定める場合には、そのうちの1領域について在職年数を満たすことで足ります。
- 非常勤職員としての在職期間については、週当たりの勤務時間数に応じ、換算率を乗じて、在職年数を計算します。
- 在職年数には、休職の期間は通算できません。90日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません。

【修得する単位について】

- 第2欄の単位は、授与領域の種類に応じ、授与領域が「中心となる領域」の単位について、下表のとおり修得することが必要です。

授与領域	科目名	専修・一種・二種免許状（共通）
視覚	心理等に関する科目	1以上
	教育課程等に関する科目	1以上
知的 肢体不自由 病弱	心理等に関する科目	合わせて1以上 (※左の2つの科目の内容を双方とも修得すること。)
	教育課程等に関する科目	

（例）視覚及び知的を定めた免許状を取得する場合は、第2欄として、『「心理等（視覚）」1単位「教育課程等（視覚）」1単位「心理等（知的）」1単位「教育課程等（知的）」1単位の計4単位』か、『「心理等（視覚）」1単位「教育課程等（視覚）」1単位「心理等及び教育課程等（知的）」1単位の計3単位』を修得する必要がある。

- 第3欄の単位については、「その他障害（重複障害・LD等）」及び「視覚」「聴覚」「知的」「肢体不自由」「病弱者」のうち、授与領域以外の全ての事項において、「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」双方の内容を含んで修得しなければなりません（「含む領域」として修得したものでも可。）。
- 専修免許状を取得する場合、大学院、大学（短期大学を除く。）の専攻科等で単位を修得することが必要です。

3 領域追加（免許法第5条の2第3項）

教育領域の追加の定めを受けようとする場合は、追加する教育領域について、次のとおり単位を修得する必要があります。

(1) 単位の修得のみにより新たに教育領域を追加する場合

※ 追加する教育領域に応じて、表に定める単位を修得すること

追加する 教育領域	特別支援教育に関する科目 第2欄 「特別支援教育領域に関する科目」	最低単位数			
		専修免許状 一種免許状	二種免許状		
視覚 聴覚	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1以上	合計 8以上	1以上	合計 4以上
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2以上		1以上	
知的 肢体不自由 病弱	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1以上	合計 4以上	1以上	合計 2以上
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2以上		1以上	

注意

1 広島県教育委員会が発行した特別支援学校教諭免許状である必要があります。

(他の都道府県で授与された特別支援学校教諭の免許状に領域を追加する場合は、発行元の都道府県教育委員会へ申請すること。)

2 単位については、追加する教育領域（以下「新教育領域」という。）が「中心となる領域」の単位について、課程認定を受けた大学等で修得する必要があります。

3 一種免許状に領域追加する場合において、新教育領域の二種免許状を取得している場合（所要資格を得ている場合等も含む。）には、二種免許状に当該領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数は、既に修得したものとみなします。

4 新教育領域の追加のために必要な単位は、免許状の授与を受けた際、又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新教育領域を中心とする単位に限る）をもって、これに替えることができます。

この場合、施行規則第7条第1項の表第3欄に掲げる科目が最低単位数に不足することとなるときは、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければなりません。

(2) 教育職員検定により新たに教育領域を追加する場合

【最低在職年数】 1年

【最低単位数】 追加する教育領域に応じて、表に定める単位を修得すること

追加する教育領域	特別支援教育に関する科目 第2欄 「特別支援教育領域に関する科目」	専修・一種免許状		二種免許状
		追加する教育領域の二種免許あり	追加する教育領域の二種免許なし	
視覚 聴覚	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	合計2以上 (どちらか一方の科目だけでも可)	1以上	合計 1以上
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1以上	
知的 肢体力不自由 病弱	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	「教育課程及び指導法に関する科目」を1以上	1以上	合計 2以上
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1以上	

左の2つの科目の内容を双方とも修得すること（注意6参照）

注意

広島県教育委員会が発行した特別支援学校教諭免許状である必要があります。

(他の都道府県で授与された特別支援学校教諭の免許状に領域を追加する場合は、発行元の都道府県教育委員会へ申請すること。)

【在職年数について】

- 二種免許状に領域を追加する場合の在職年数は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、幼保連携型認定こども園及び特別支援学校の教員（助教諭を含む。）として良好な成績で勤務した期間になります（免許状の授与日と関係なく、いつの在職年数でもよい。）。
- 専修又是一種免許状に領域を追加する場合の在職年数は、免許状に定められている特別支援教育領域または追加の定めを受けようとする新教育領域を担任する特別支援学校の教員（助教諭を含む。）として良好な成績で勤務した期間になります（免許状の授与日と関係なく、いつの在職年数でもよい。）。
- 非常勤職員としての在職期間については、週当たりの勤務時間数に応じ、換算率を乗じて在職年数を計算します。
- 在職年数には、休職の期間は通算できません。90日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません。

【最低単位数について】

- 単位については、新教育領域が「中心となる領域」の単位について、大学、認定講習、公開講座又は単位修得試験において修得することが必要です。
- 二種免許状に「知的」、「肢体力不自由」又は「病弱」の領域を追加する場合には、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の「心理、生理、病理に関する科目」及び「教育課程及び指導法に関する科目」双方の内容を含んで1単位以上修得する必要があります。
- 一種免許状に「知的」、「肢体力不自由」又は「病弱」の領域を追加する場合には、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の「心理、生理及び病理に関する科目」1単位を、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の「心理、生理及び病理に関する科目」及び「教育課程及び指導法に関する科目」1単位に替えて修得することができます。
- 新教育領域の追加のために必要な単位は、免許状の授与を受けた際、又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新教育領域を中心とする単位に限る）をもって、これに替えることができます。

4 自立教科の免許状を取得する

(1) 基礎資格等による免許状の取得

次の基礎資格を有する者は、自立教科の免許状が取得できます。

受けようとする 免許状・教科		基礎資格	有することを 要する免許等
特別 支援 学校 自立 教科 教諭	一種 免許状	イ 文部科学大臣の指定する特別支援学校教員養成機関の理療科を卒業したこと	あん摩マッサージ指圧師免許 はり師免許 きゅう師免許 (3つ全て)
		ロ 医師免許を受けていること	—
	理学 療法	下表 『理学療法』基礎資格 参照	理学療法士の免許
	音楽	文部科学大臣の指定する特別支援学校教員養成機関の音楽科を卒業したこと	—
	特殊 技芸	文部科学大臣の指定する特別支援学校教員養成機関の特殊技芸科を卒業したこと	—
	二種 免許状	文部科学大臣の指定する特別支援学校教員養成機関の理療科に一年以上在学したこと	あん摩マッサージ指圧師免許 はり師免許 きゅう師免許 (3つ全て)
		下表 「理学療法」基礎資格 参照	理学療法士の免許
		文部科学大臣の指定する特別支援学校教員養成機関の音楽科に1年以上在学したこと	
		文部科学大臣の指定する特別支援学校教員養成機関の特殊技芸科に1年以上在学したこと	

免許法施行規則第64条第1項表 「理学療法」基礎資格

受けようとする免許状の種類		一 種 免許状	二 種 免許状
所要資格			
最低修得単位数		2 6	1 6
単位 の内訳	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	2
	視覚障害者に関する教育の領域に関する科目	8 以上	2 1
	視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目	5 以上	3 以上
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	3

注意

次の事由に該当する者には特別支援学校自立教科教諭の普通免許状を授与しません。

(免許法施行規則第64条第1項ただし書き)

免許状の種類・教科	事由
特別支援学校自立教科教諭 理療	あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、きゅう師免許のいずれかを有しない者（医師免許を有する者を除く。）
特別支援学校自立教科教諭 理学療法	理学療法士免許を有しない者

(2) 特別支援学校の教員の在職年数を利用して上位の免許状を取得する

次の表の要件を満たすことで、自立教科の免許状が取得できます。

受けようとする 免許状・教科	有することを必要 とする免許状・教科	最低在職年数	最低単位数
一種 免許 状	理 療	理 療	5 10
	理学療法	理学療法	5 3
	音 楽	音 楽	10 —
	理 容	理 容	10 —
	特殊技芸	特殊技芸	10 —
二種 免許 状	理 療	理 療	5 15
	理学療法	理学療法	5 6
	音 楽	音 楽	5 10
	理 容	理 容	5 —
	特殊技芸	特殊技芸	5 10

注意

(ア) 在職年数は、有することを必要とする免許状を取得した後、授与を受けようとする免許状に係る教科に応じ、「視覚特別支援学校」又は「聴覚特別支援学校」の教員として良好な成績で勤務した在職年数であることが必要です。

(イ) 次の事由に該当する者には特別支援学校自立教科教諭の普通免許状を授与しません。

免許状の種類・教科	事由
特別支援学校自立教科教諭 理療	あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、きゅう師免許のいずれかを有しない者（医師免許を有する者を除く。）
特別支援学校自立教科教諭 理学療法	理学療法士免許を有しない者
特別支援学校自立教科教諭 理容	理容師免許、美容師免許のいずれも有しない者

【最低単位数の内訳】

	受けようとする教科	理療	理学療法	音楽	特殊技芸			
一種 免許 状	特別支援教育の基礎理論に関する科目	3	—	—	—			
	特別支援教育領域に関する科目							
	理療に関する科目	7						
二種 免許 状	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4						
	特別支援教育領域に関する科目 (心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目)	2						
	理療に関する科目	9	—	—	—			
	音楽に関する科目	—	—	4	—			
	授与を受ける免許教科に係る教科に関する専門的事項に関する科目	—	—	—	4			

注意

(ア) 有することを必要とする免許状を取得した後、大学・認定講習等において修得することを授与を受けようとする免許状に係る教科に応じ、視覚特別支援学校又は聴覚特別支援学校の教育を中心として修得する必要があります。

(イ) 単位は大学、文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関又は文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得する必要があります。